都道府県

各 指定都市 社会福祉法人担当課(室) 御中 中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

改正社会福祉法の施行に向けた準備進捗等調査(平成29年1月20日時点) の結果等について

社会福祉法人に対する指導監督につきましては、平素より格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般実施いたしました改正社会福祉法の施行に向けた準備進捗等調査(平成 29 年 1 月 20 日時点)の結果につきまして、別添のとおり、情報提供させていただきます。

所轄庁におかれましては、引き続き、定款変更申請があった場合には、可能な限り速やかに認可いただくとともに、未申請の法人に対しては、状況等の確認をしていただくようお願いいたします。

また、「「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」等に関する Q&A」につきまして、下記のとおり、改訂いたします。

なお、都道府県におかれましては、貴管内の市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)に対して周知いただきますようお願いいたします。

問 12-4 新評議員選任のために必要な理事会は、①定款変更手続きのための理事会、②定款変更認可後の評議員選任・解任委員会設置等のための理事会であり、少なくとも2回開催することが必要なのか。【8/22 付けブロック別担当者会議 FAQ 問 3 同旨(修正)】

(答)

- 1. 定款変更認可後に②の理事会を開くことが適当であるが、定款変更の認可を前提として、評議 員選任・解任委員会設置に係る議案を①と同じ理事会で審議することも可能である。
- 2. ただし、評議員選任・解任委員会の開催及び評議員選任・解任委員会による評議員の選定については、所轄庁の定款変更の認可後でなければならないが適当であるが、制度改正に伴う今年度の手続に限り、例えば、定款変更の申請後一定期間を経過しても所轄庁の認可がない等、平成 29年3月31日までに新たな評議員の選任を行うことが困難な場合には、定款変更の認可を前提として、認可前に評議員選任・解任委員会の開催及び評議員選任・解任委員会による評議員の選定を行うことも差し支えない(評議員に関する定款上の規定が法令及び通知等に違反している場合を除く)。

○ガバナンス調査集計表(平成29年1月20日時点) 平成29年2月6日集計時点								
			(注)一部未報告の所轄庁がある。					
	都道府県	:+ \	1. 定款の変更手続(1/20時点) ①未申請 ②申請中 ③認可済					
	別	法人数	法人数	法人割合	法人数	法人割合	 法人数	法人割合
	全国計	20,262	8,163	ムハ 40.3%	5,966	29.4%	<u> </u>	30.2%
0		40	13	32.5%	11	27.5%	16	40.0%
	北海道	901	406	45.1%	184	20.4%	310	34.4%
	青森県	520	236	45.4%	91	17.5%	193	37.1%
_	岩手県	330	171	51.8%	34	10.3%	125	37.9%
	宮城県	252	89	35.3%	26	10.3%	137	54.4%
_	秋田県	220	96	43.6%	56	25.5%	68	30.9%
_	山形県	229	89	38.9%	50	21.8%	90	39.3%
_	福島県	151	35	23.2%	59	39.1%	57	37.7%
	茨城県	496	212	42.7%	137	27.6%	147	29.6%
9	栃木県	343	162	47.2%	61	17.8%	120	35.0%
_	群馬県	488	282	57.8%	48	9.8%	158	32.4%
	埼玉県	818	262	32.0%	231	28.2%	325	39.7%
12	千葉県	624	273	43.8%	204	32.7%	146	23.4%
13	東京都	1,027	138	13.4%	282	27.5%	607	59.1%
14	神奈川県	763	306	40.1%	301	39.4%	156	20.4%
15	新潟県	434	216	49.8%	104	24.0%	114	26.3%
16	富山県	182	66	36.3%	68	37.4%	48	26.4%
17	石川県	303	121	39.9%	95	31.4%	87	28.7%
18	福井県	219	80	36.5%	74	33.8%	65	29.7%
19	山梨県	242	115	47.5%	50	20.7%	77	31.8%
20	長野県	347	123	35.4%	67	19.3%	156	45.0%
21	岐阜県	301	63	20.9%	81	26.9%	157	52. <mark>2%</mark>
22	静岡県	453	243	53.6%	114	25.2%	94	20.8%
	愛知県	647	242	37.4%	290	44.8%	114	17.6%
	三重県	313	199		56	17.9%	58	
25	滋賀県	257	95	37.0%	71	27.6%	91	35.4%
26	京都府	394	120	30.5%	231	58.6%	43	10.9%
27	大阪府	1,182	437	37.0%	521	44.1%	223	18.9%
	兵庫県	779	181	23.2%	444	57.0%	154	19.8%
	奈良県	224	136	60.7%	39	17.4%	49	21.9%
_	和歌山県	217	111	51.2%	53	24.4%	53	24.4%
	鳥取県	111	59	53.2%	35	31.5%	17	15.3%
_	島根県	263	99	37.6%	34	12.9%	130	49.4%
	岡山県	363	130	35.8%	109	30.0%	124	34.2%
_	広島県	430	214	49.8%	112	26.0%	103	24.0%
	山口県	306	168	54.9%	48	15.7%	90	29.4%
_	徳島県	175	41	23.4%	70	40.0%	64	36.6%
_	香川県	191	106	55.5%	26	13.6%	59	30.9%
_	愛媛県	218	42	19.3%	39	17.9%	135	61.9%
_	高知県	189	56 529	29.6%	61	32.3%	72	38.1%
_	福岡県	1,142	538	47.1%	399	34.9%	205 58	18.0%
	佐賀県	243	155	63.8%	30 157	12.3%		23.9%
_	長崎県 ***	524 667	219	41.8%	157	30.0%	148	28.2%
	熊本県	667	201	30.1%	266 91	39.9%	199	29.8%
_	大分県 宮崎県	341 382	154	45.2% 42.4%	91	26.7% 25.1%	95	27.9% 32.2%
	宮崎県	594	162 302	42.4% 50.8%	140	25.1%	123 150	25.3%
	鹿児島県 沖縄県	427	199	50,8% 4 6 .6%	140	23.6%	108	25.3%